

公益財団法人 伊藤育英会奨学金規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人伊藤育英会定款第4条の事業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 本会の奨学生となる者は、次の各号に該当し、大学に在学中の者とする。

- (1) 花巻市又は下閉伊郡山田町に住所を有する者の子弟であること。
- (2) 学業、人物ともに優秀であること。
- (3) 学資の支弁が困難と認められる者であること。

第3条 奨学金は月額で貸与する奨学金と、一時金として給与する奨学金とに区分し、月額で貸与する奨学金の貸与する期間は、奨学生に採用したときからその者の正規の最短修業年限とする。

2 月額で貸与する奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県内の大学に在学する奨学生 5万円
- (2) 岩手県外の大学に在学する奨学生 5万円

3 一時金として給与する奨学金は、大学入学時に入学準備金として給与するものとし、その金額は8万円とする。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(願出手続)

第4条 奨学生志願者は、卒業した高等学校長の推薦を受け、保護者と連署のうえ、奨学生願書その他必要な書類を提出しなければならない。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定する。

2 前項の奨学生選考委員会の委員は、その都度理事長が委嘱する。

(奨学金の交付)

第6条 月額で貸与する奨学金は、毎月一定日に交付する。ただし、特別の事情があるときは2ヵ月以上を合わせて交付することがある。

2 奨学金の交付は岩手銀行花巻支店を通じて行うものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度成績証明書と在学証明書を提出しなければならない。

(異動届等)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、保護者と連署うえ、ただちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学若しくは退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人又は保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の休止及び停止)

第9条 奨学生が休学又は長期にわたって欠席したとき、その期間奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を休止し、又は停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により、奨学金の交付を休止され、又は停止された者につき、その事由が消滅したと認められたときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められたときは、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い、疾病等のために成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良になったとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 学籍を失ったとき。
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でないと認められたとき。

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(借用証書の提出)

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中に貸与を受けた奨学金全額について奨学金借用証書を作成し、保証人と連署のうえ、ただちに提出しなければならない。

- (1) 卒業若しくは退学し、又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 第11条の規定により、奨学金の交付を廃止されたとき。
- (3) 奨学金の貸与を辞退したとき。

2 前項の連帯保証人は花巻市若しくは下閉伊郡山田町で独立の生計を営む者とする。

(奨学金の利息)

第14条 奨学金には、利息は付さない。

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第15条 奨学生が第13条各号の一に該当したときは、当該事由の発生した日から6か月後の日を起算日として20年以内に、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

2 前項の奨学金返還は、月賦、半年賦、年賦その他の割賦の方法によらなければならない。ただし、いつでも繰り上げ返還することができる。

(奨学金の返還猶予)

第16条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予するものとする。

(1) 災害により損害を被ったため返還が困難となったとき。

(2) 傷病により返還が困難となったとき。

(3) その他真に止むを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、1年以内とし、更に事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。

(返還猶予の願出)

第17条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することができる書類を添付し、保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第18条 奨学金の返還猶予の願出があったときは、理事長が決定し、その結果を本人に通知する。

(延滞利息)

第19条 第15条に定める期間内に奨学金を返還しないときは、当該返還しない金額につき年10.95%の延滞利息を徴収する。

(奨学生であった者の届出)

第20条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第21条 奨学生が死亡したときは、保護者は死亡診断書を添えて、ただちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族又は連帯保証人は、戸籍抄本を添えてただちに届け出なければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第22条 奨学金の貸与を受けた者が、理事長の定める方法により遅滞なく奨学金の返還を行い、貸与された奨学金総額の2分の1に相当する額を返還したときは、残余の額の返還を免除する。ただし、中途退学者は本条の規定は適用しない。

2 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は不具廃疾のため精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、その奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

(返還免除の願出)

第23条 奨学金の貸与を受けた者が、前条第1項の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により、奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人、遺族又は連帯保証人は、次の各号の書類を添えて奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- (1) 不具、廃疾によるときは、その事実及び程度を証する医師の診断書
- (2) 返還不能の事実を証する書類。

(返還免除の決定)

第24条 奨学金返還免除の願出があったときは、理事長が決定し、その結果を本人、遺族又は連帯保証人に通知する。

第5章 補 則

第25条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和58年10月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。